

報告第 12 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 4 月 28 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

盛岡市保健所手数料条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 7 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 2 年 3 月 30 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市保健所手数料条例の一部を改正する条例

盛岡市保健所手数料条例（平成19年条例第66号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 56 の項中「第 4 条第 3 項」を「第 4 条第 2 項」に改め、同表 57 の項中「第 4 条第 4 項」を「第 4 条第 3 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

報告第 13 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 4 月 28 日 提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 2 年 3 月 31 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 XXXXXXXXXX
氏名 XXXXXXXXXX
- 2 損害賠償の額 金 258,456円也
- 3 損害賠償の原因

令和 2 年 1 月 22 日、盛岡市西松園二丁目地内において、市道清水頭西松園二丁目 2 号線の樹木が倒れ、隣接する駐車場に駐車していた車両を損傷したことによる。

報告第 14 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 4 月 28 日 提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

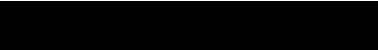

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 2 年 3 月 31 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 
氏名 
- 2 損害賠償の額 金 376,100円也
- 3 損害賠償の原因

令和 2 年 2 月 6 日、盛岡市盛岡駅前西通 2 丁目 18 番 11 号地先において、公用車が信号待ちをしていた相手方の車両に追突し、車両を損傷させたことによる。

報告第 15 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 4 月 28 日 提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 2 年 3 月 31 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- | | | | |
|---|----------|-------------|--|
| 1 | 損害賠償の相手方 | 住所 | |
| | | 氏名 | |
| 2 | 損害賠償の額 | 金 119,647円也 | |
| 3 | 損害賠償の原因 | | |

令和 2 年 2 月 22 日、盛岡市永井 1 地割地内において、市道永井街道線に設置してあった看板が強風により飛ばされ、停車していた車両にぶつかり損傷したことによる。

報告第 16 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 4 月 28 日 提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 2 年 3 月 31 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 XXXXXXXXXX
氏名 XXXXXXXXXX
- 2 損害賠償の額 金12,400円也
- 3 損害賠償の原因

令和 2 年 2 月 24 日、盛岡市前九年三丁目地内において、市道新幹線側道13号線を自転車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに前輪を落として転倒し、所持品を損失したことによる。

報告第 17 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 4 月 28 日 提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 2 年 3 月 31 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所
氏名
- 2 損害賠償の額 金40,249円也
- 3 損害賠償の原因

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、ホテルメトロポリタン盛岡ニューウイング 4階メトロポリタンホールにおいて、令和 2 年 3 月 9 日に開催予定だったもりおか就職ガイダンスを中止し、会場予約を取り消したことにより、損害が発生したことによる。

報告第 18 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 4 月 28 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書


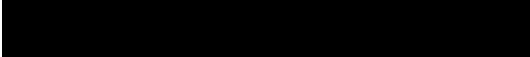
損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 2 年 4 月 9 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 
氏名 
- 2 損害賠償の額 金12,900円也
- 3 損害賠償の原因

令和 2 年 3 月 4 日、盛岡市本宮字大柳地内において、市道本宮65号線を自動車で行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 19 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 4 月 28 日 提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 2 年 4 月 9 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- | | | |
|------------|-----------|--|
| 1 損害賠償の相手方 | 住所 | |
| | 氏名 | |
| 2 損害賠償の額 | 金36,080円也 | |
| 3 損害賠償の原因 | | |

令和 2 年 3 月 12 日、盛岡市八幡町地内において、市道中ノ橋通一丁目八幡町線を自動車で走行中、道路表面の破損したブロックが跳ね上がり、車両を損傷したことによる。